

令和 5 年度社会福祉法人美谷会事業計画

昭和 30 年 10 月に社会福祉法人として児童養護施設美谷学園の認可を得て 67 年、昭和 42 年 2 月障害福祉分野に進出後 56 年、平成 12 年 3 月老人福祉分野に着手後 23 年を経過、激変する夫々の分野における施策等環境の変化に対応して参りました。

本会理念「全ての人に寄り添い、人と人の結（むすびつき）を大切に、未来に向けて共に歩みます」の下に、新たに定款に掲げた本会定款三八条（二）その他福祉に関する事業により、岐阜県地域生活定着支援センター事業、自立準備ホームの運営他、救護機能（救護・保護・宿所提供等居住支援）への展開の道が開けました。

又、イコールドフッティング論による福祉法人に求められる公益性事業「無料若しくは低額なサービス提供」への視点及び電力等諸物価の異常高騰から、各施設事業の収支バランスの正常化への鋭意努力が求められます。

人材確保については、美谷の里へのベトナム技能実習生の導入を皮切りに、今後ミヤンマー、インドネシア、インドからの留学・特定技能・技能実習生と着実にその導入を図ります。

加えての社会福祉法人連携、連携推進法人設立は新たな課題となっており、少子化に起因しての地域共生社会の実現も持続可能な法人運営があればこそこのこと、美谷の風の統合を皮切りに、ウイズコロナのなか、その基盤強化（財務・人材）に努めること、また、サービスの利用者の外、必要者に対しての目線をも忘れる事無く耳を傾けること等を第一とします。

これらのことから、令和 5 年度の事業の実施概要を以下のとおりとします。

1 令和 5 年度役員等会議の開催予定

イ 理事会	4 回／年
監事による監査	令和 5 年 6 月
ロ 定時 評議員会	令和 5 年 6 月
臨時 評議員会	2 回／年

2 社会福祉事業

□ 社会福祉法第 2 条第 2 項に定める第一種社会福祉事業（夫々の事業計画は別掲）

- イ 児童養護施設の経営（美谷学園 定員 57 名、本体 45 名・小規模 12 名）
- ロ 障害者支援施設の経営（美谷の里 入所支援 135 名）
（ 同 生活介護 145 名）
（ 同 短期入所 7 名）
- ハ 特別養護老人ホームの経営（飛鳥美谷苑 定員 100 名）
- ニ 軽費老人ホームの経営（ケアハウス 飛鳥美谷苑 定員 15 名）
- ホ 養護老人ホームの経営（各務原市慈光園 定員 52 名）

□ 社会福祉法第 2 条第 3 項に定める第二種社会福祉事業（夫々の事業計画は別掲）

イ 障害福祉サービス事業の経営

*生活介護（美谷の風 生活介護 80 名）

（主 美谷の風 65 名）

(従 ライブリーM 15名)

*共同生活援助 (ちゅうのうみに 共同生活援助 43名)

(グループホーム) 関エリアホーム 2ヶ所 8名
寺尾エリアホーム 3ヶ所 17名
美谷ホーム 1ヶ所 8名
けやきホーム 1ヶ所 10名

*短期入所 (県・市委託)

ロ 老人デイサービス事業の経営 デイ飛鳥美谷苑 25名
ハ 老人居宅介護支援事業の経営 介護相談センター飛鳥美谷苑
ニ 老人短期入所事業の経営 飛鳥美谷苑 20名
ホ 相談支援事業の経営 美谷の里 (委託、中濃4市7町1村)
飛鳥美谷苑 (実績、各務原市)
へ 地域活動支援センターの経営 花ノ木

□ 社会福祉法第26条に定める公益事業

イ 地域包括支援センター事業 飛鳥美谷苑
ロ 更生保護事業 (H7 更生保護事業法法律第86号)
自立準備ホーム かえで寮

ハ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業

ニ その他福祉に関する事業

□ 児童福祉法第6条の2第1項に定める障害児通所支援事業

イ 放課後等デイサービス 結ふる美谷東京 10名

□ 県条例第十六号に基づく地域活動支援センター事業

イ 地域活動支援事業

□ 県・市町村からの委託事業

イ 短期入所児童受入れ事業 (一時保護)

ロ 緊急一時保護事業

ハ 岐阜県地域生活定着支援センター運営事業

3 ボランティア等育成事業他

①施設の行う行事への参加促進

②実習生・研修生の受け入れ

養成校 (短大・大学・看護師・専門)、教員養成大学、地域の小・中・高校

③緊急雇用創出事業、代替職員確保による現任介護職員の研修等支援事業等

④機関紙の発行

児童施設

「学園だより」

障害者施設

「美谷の里だより」「美谷の風だより」

高齢者施設

「ゆいまーる通信」「やすらぎ」

「あすか」「結通信」

障害児通所支援

「結ふる美谷東京通信」

4 福祉サービスの質の向上のための取組 (社会福祉法78条)

- サービス点検委員会（全施設） 年 6 回
- 各務原市慈光園運営適正委員会 年 2 回
- 第三者評価事業（美谷学園・結ふる・飛鳥美谷苑他）

5 委託事務・管理事務等

- 社会福祉充実計画の支援業務委託、経理事務処理等顧問委託、顧問弁護士事務所委託、施設の管理事務（入所者の安全衛生、資産の管理、職員の福利厚生、災害対策、契約）

6 研修等

- 役員等の経営研修への派遣（随時）
- 7 施設運営協議会（月 1 回）

7 施設整備事業他事業展開基盤構築

- (1) 結ふる美谷東京 安定的利用者の確保
- (2) 美谷の里 老朽設備の改修
- (3) 美谷の風 新事業所開設に伴う再編
- (4) 飛鳥美谷苑 空調熱源の入替え、安定的利用者の確保、人材確保
- (5) 施設整備等、目的積立資金の構築
- (6) 外国人雇用等人材確保のための遊休建物の確保、新たな人材供給国の確保

8 特記

- 法人運営基盤強化特別事業

- (1) 法人本部事務局機能の強化
 - ①法人事業計画の一括管理（建替、大規模修繕、新設等）
 - ②基本財産の管理等、法人事務局機能の明確化
- (2) 再投下可能な財産の明確化による福祉サービスへの再投下計画（社会福祉充実計画）
- (3) 地域公益事業として
 - ①認定生活困窮者就労訓練対象者の受け入れ（飛鳥美谷苑）
 - ②法定後見制度利用支援事業
 - ③ら・ら・らカフェ（認知症カフェ）の開催（飛鳥美谷苑） 年 8 回
 - ④地域活動支援センター認知症カフェの開催（花ノ木） 月 1 回
 - ⑤子ども食堂（関市街 一ツ山）開設準備
- (4) 各事業所運営規程の見直し
- (5) 外部監査・内部統制監査の導入について
- (6) 委員会活動の強化
 - 総合企画委員会、外国人雇用委員会、建設委員会
 - 生活困窮者就労支援委員会、法定後見つなぎ支援委員会
 - 規程等見直委員会、役員候補検討委員会